



令和 7 年 度

公 営 企 業 の 概 要



彩の国

埼 玉 県 企 業 局

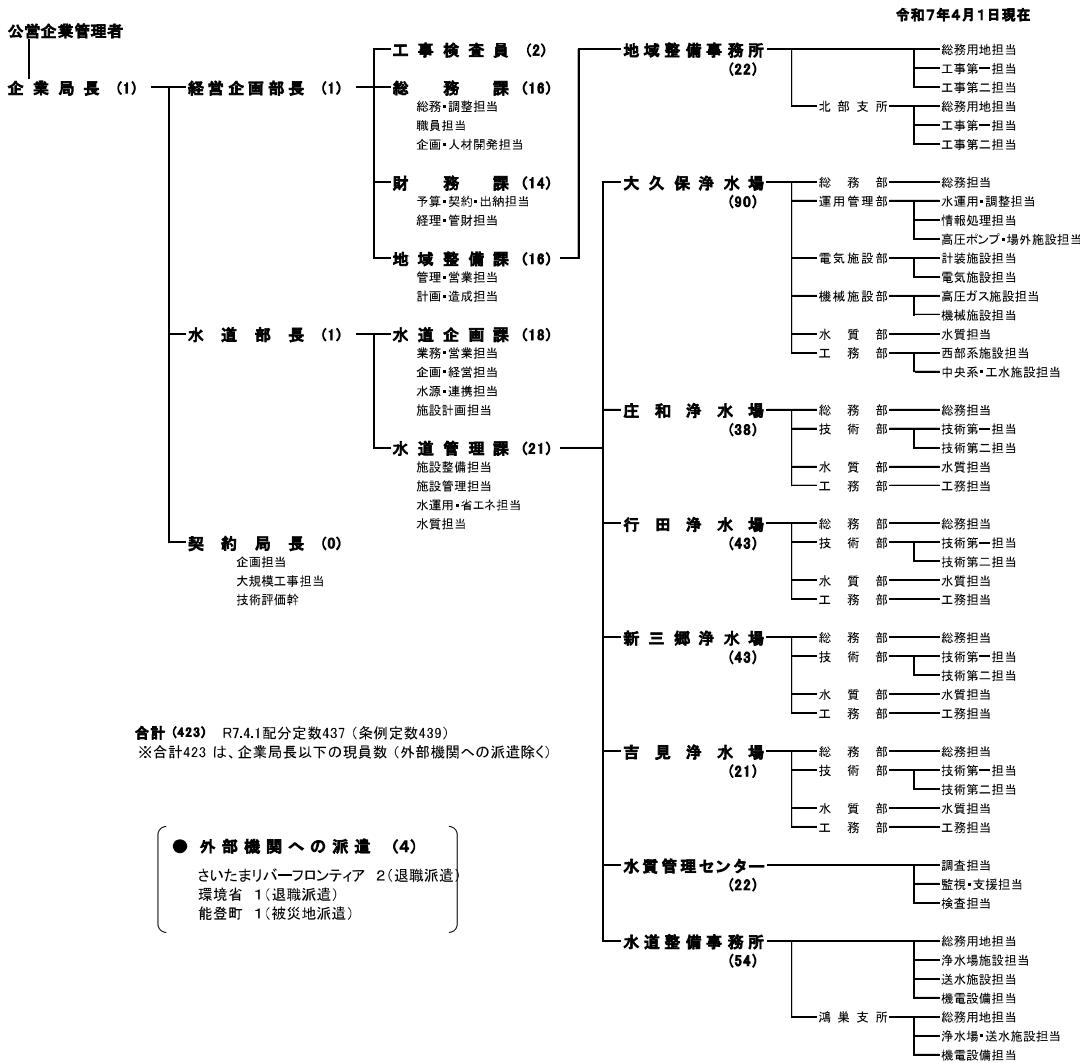
目 次

第 1 企業局の組織及び職員数	1
1 企業局組織図	1
2 職員現員数	2
3 企業局の地域機関	3
4 企業局事務分掌	4
第 2 令和 7 年度公営企業会計予算(当初)	7
第 3 事業の概要	8
1 工業用水道事業	8
(1) 給水区域	9
(2) 給水事業所数	9
(3) 事業概要	9
(4) 事業実績	10
(5) 令和 7 年度事業計画	11
(6) 柿木浄水場	12
(7) 大久保浄水場	14
2 水道用水供給事業	16
(1) 給水市町	16
(2) 事業概要	18
(3) 事業実績	18
(4) 令和 7 年度事業計画	19
(5) 大久保浄水場	21
(6) 庄和浄水場	22
(7) 行田浄水場	24
(8) 新三郷浄水場	26
(9) 吉見浄水場	28
(10) 水質管理センター	30

3 地域整備事業	32
(1) 事業施行状況	34
(2) 事業施行中地区の概要	36
第4 埼玉県公営企業のあゆみ	42

第1 企業局の組織及び職員数

1 企業局組織図



2 職員現員数

令和7年4月1日現在

本 庁

所 属 職 名	局 長	経 営 企 画 部 長	水 道 部 長	契 約 局 長	副 参 事	技 術 評 価 幹 長	課 長	主 席 工 事 検 査 員	調 整 幹 長	副 課 長	副 室 長	副 主 席 工 事 検 査 員	主 幹	主 査	主 任				主 事	技 師	専 門 員（事 務）	専 門 員（技 術）	計
															事 務	技 術	専 門 員（事 務）	専 門 員（技 術）					
局	1	1	1																				3
契 約 局 長				[1]	(1)[1]	[1]					[2]		[2]	(1)[5]		[1]			[1]	[1]			0
工 事 検 査 員								1				1(13)											2
総 務 課							1		1	1[4]			2	5 (1)[1]	1[2]				4[3]	1			16
財 務 課							1			(1)			2	2	2				7				14
地 域 整 備 課							1			2			2[1]	5[3]	2	2			2				16
水 道 企 画 課							1			2			3	4(2)	3	2			2	1(1)			18
水 道 管 理 課							1			2			6	6		3				3			21
本 庁 計	1	1	1	0 [1]	0 (1)[1]	0 [1]	5	1	1	7 (1)[4]	0 [2]	1 (13)	15 [3]	22 (4)[9]	8 [2]	7 [1]	0	0	15 [4]	5 (1)[1]	0	0	90 (20) [29]

() 書きは兼務、[] 書きは併任

地 域 機 関

所 属 職 名	所 ・ 場 長	支 副 所 長 所 ・ 副 場 長 長	部 長	(部 再 任 用 職 員) 長	担 当 部 長	(担 当 再 任 用 職 員) 長	担 当 課 長	(担 当 再 任 用 職 員) 長	主 任				主 事	技 師	専 門 員（事 務）	専 門 員（技 術）	計
									事 務	技 術	専 門 員（事 務）	専 門 員（技 術）					
地 域 整 備 事 務 所	1	1			3(1)	1	6(1)		1	3				6(1)			22
大 久 保 浄 水 場	1	4	3(2)		8		25		2	30		2	2	13			90
庄 和 浄 水 場	1	2	4		1		11		1	9		1	1	7			38
行 田 浄 水 場	1	2	2(1)	1	2		11	1	2	8			1	12			43
新 三 郷 浄 水 場	1	2	3	1	2		12		2	12		1		7			43
吉 見 浄 水 場	1	1	3	1			5		2	4		1		3			21
水 質 管 理 セ ン タ ー	1	1			4		5(1)		(2)	8			(1)	3			22
水 道 整 備 事 務 所	1	2			6(8)		11(1)		2	17	1		1	13(1)			54
地 域 機 関 計	8	15	15 (3)	3	26 (9)	1	86 (3)	1	12 (2)	91	1	5	5 (1)	64 (2)	0	0	333 (21)

() 書きは兼務、[] 書きは併任

3 企業局の地域機関

機 関 名	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号
地 域 整 備 事 務 所	さいたま市大宮区大成町 1-528-1	330-0852	048 (663) 6990
	(北部支所) 鴻巣市鴻巣 850	365-0028	048 (598) 7140
大 久 保 浄 水 場	さいたま市桜区宿 618	338-0814	048 (852) 8841
庄 和 浄 水 場	春日部市新宿新田 100	344-0113	048 (746) 4411
行 田 浄 水 場	行田市小針 1632	361-0024	048 (559) 3660
新 三 郷 浄 水 場	三郷市南蓮沼 1	341-0028	048 (953) 6565
吉 見 浄 水 場	吉見町大和田 198	355-0127	0493 (54) 1484
水 質 管 理 セ ン タ ー	行田市小針 1632	361-0024	048 (558) 1051
水 道 整 備 事 務 所	さいたま市桜区五関 387-2	338-0815	048 (858) 7890
	(鴻巣支所) 鴻巣市鴻巣 850	365-0028	048 (543) 0581

4 企業局事務分掌

本庁

令和7年4月1日現在

契約局長

局の契約事務に係る企画及び指導、競争入札の参加者の資格、物品の調達並びに局の建設工事のうち特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札に関すること。

技術評価幹

局の建設工事のうちに特に指定された建設工事に係る総合評価の運営に関すること。

工事検査員

- 1 工事の監督及び検査に関すること。
- 2 工事の設計に係る基準に関すること。

総務課

- 1 局の事務の総合調整に関すること。
- 2 企業経営の能率化に関すること。
- 3 議会に関すること。
- 4 組織に関すること。
- 5 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限、懲戒、服務、研修、福利厚生及びその他の身分取扱いに関すること。
- 6 労働協約その他労働関係に関すること。
- 7 職員の人材開発に関すること。
- 8 文書及び公印の管理に関すること。
- 9 法規審査に関すること。
- 10 広報及び統計に関すること。
- 11 本庁用自動車の管理に関すること。
- 12 乗車証による自動車の利用に関すること。
- 13 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に基づく職員の児童手当に関すること。
- 14 省エネルギーの推進に関すること。
- 15 工業用水道事業及び水道事業の国際技術支援に関すること。
- 16 地域整備事務所、浄水場、水質管理センター及び水道整備事務所との連絡調整（第一号、第五号から第九号まで及び第十二号から第十五号までに掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。
- 17 局の事務で他の課等において所掌しない事項に関すること。

財務課

- 1 予算の総括に関すること。
- 2 出納その他会計事務に関すること。
- 3 資産に関する事務の統括に関すること。
- 4 決算の調製に関すること。
- 5 業務状況の公表に関すること。
- 6 金融機関に関すること。
- 7 物品に関する事務の統括に関すること。
- 8 契約に関する事務の統括に関すること。

地域整備課

- 1 地域整備事業の企画調査、予算及び経営に関すること。
- 2 地域整備事業に係る分譲活動に関すること。
- 3 地域整備事業に係る用地及び施設の管理及び処分(地域整備事務所において所掌するものを除く。)に関すること。
- 4 地域整備事業に係る整備計画、設計、工事及び審査に関すること。
- 5 地域整備事業に係る公共用地及び公共施設等の引渡しに関すること。
- 6 地域整備事務所との連絡調整(総務課において所掌する事務に係るものを除く。)に関すること。

水道企画課

- 1 工業用水道事業及び水道事業の企画及び調整に関すること。
- 2 工業用水道事業及び水道事業の予算及び経営計画に関すること。
- 3 工業用水道事業及び水道事業の水利権取得及び水源計画に関すること。
- 4 工業用水道施設及び水道施設に係る建設計画及び改良計画に関すること。
- 5 工業用水道事業及び水道事業の料金に関すること。
- 6 工業用水道事業及び水道事業の記録に関すること。
- 7 浄水場、水質管理センター及び水道整備事務所との連絡調整(前各号に掲げる事務に係るものに限る。)に関すること。

水道管理課

- 1 工業用水道施設及び水道施設の管理、建設及び改築の工事に関すること。
- 2 浄水場、水質管理センター及び水道整備事務所との連絡調整(他の機関において所掌する事務に係るものを除く。)に関すること。

地域機関

地域整備事務所

- 1 地域整備事業の建設工事の施行に関すること。
- 2 前号に係る用地の取得並びに用地及び施設の管理及び処分に関すること。

大久保浄水場

- 1 工業用水の給水及び水道用水の供給に関すること。
- 2 工業用水道施設及び水道施設の管理に関すること。

庄和浄水場

- 1 水道用水の供給に関すること。
- 2 水道施設の管理に関すること。

行田浄水場

- 1 水道用水の供給に関すること。
- 2 水道施設の管理に関すること。

新三郷浄水場

- 1 工業用水の給水及び水道用水の供給に関すること。
- 2 工業用水道施設及び水道施設の管理に関すること。

吉見浄水場

- 1 水道用水の供給に関すること。
- 2 水道施設の管理に関すること。

水質管理センター

- 1 水質の検査(浄水場において所掌するものを除く。)に関すること。
- 2 水質に係る調査及び研究に関すること。

水道整備事務所

- 1 工業用水道及び水道の建設工事の施行に関すること。
- 2 前号に定める事業に係る用地の取得及び管理に関すること。

第2 令和7年度公営企業会計予算(当初)

【工業用水道事業会計】

	収入			支出		
	令和7年度	令和6年度	伸び率	令和7年度	令和6年度	伸び率
収益的収支	2,413,726	1,850,990	30.4%	2,396,716	2,259,165	6.1%
資本的収支	30,399	147,754	△79.4%	1,444,932	1,320,688	9.4%

【水道用水供給事業会計】

	収入			支出		
	令和7年度	令和6年度	伸び率	令和7年度	令和6年度	伸び率
収益的収支	45,904,734	46,288,777	△0.8%	50,308,306	50,759,427	△0.9%
資本的収支	25,854,276	28,462,370	△9.2%	46,892,598	50,138,854	△6.5%

【地域整備事業会計】

	収入			支出		
	令和7年度	令和6年度	伸び率	令和7年度	令和6年度	伸び率
収益的収支	26,124,753	11,297,624	131.2%	21,284,561	10,161,672	109.5%
資本的収支	1,149,987	1,276,563	△9.9%	5,346,704	5,198,278	2.9%

※ 収益的収支は、当年度の事業活動に伴い予定される料金収入等の収益とそれに対応する維持管理費等の費用

※ 資本的収支は、建設改良等将来の収益に向けた投資や企業債償還金等に要する支出とその財源となる収入

※ 各会計における資本的支出額に不足する額は、損益勘定留保資金等で補填

第3 事業の概要

1 工業用水道事業

埼玉県^{かきのき}の工業用水道事業は、産業基盤の整備と地盤沈下の防止を図るため、昭和 36 年度に東部第一工業用水道事業を創設して建設に着手し、昭和 39 年 11 月、柿木浄水場から県南東部地域に営業給水を開始した。また、昭和 38 年度に県南中央地域を対象とした中央第一工業用水道事業を創設し、昭和 43 年 4 月、大久保浄水場から給水を開始した。その後、工業用水の安定供給と施設の効率的運用を図るため、昭和 48 年 4 月に両事業を統合して南部工業用水道事業と改称した。平成 8 年 4 月には水需要の減少に合わせた給水能力縮小、平成 9 年 4 月にはさいたま新都心での地域冷暖房事業への給水のための給水区域拡大、平成 11 年 10 月には事業の効率化を図るための再度の給水能力縮小を行い、現在に至っている。

現在、柿木、大久保の 2 浄水場の給水能力日量 25 万 3 千 m^3 の施設により県南東部地域 6 市における工業用水法に基づく工業用地下水採取規制の指定地域の工場等に給水を行い、産業の発展と地盤沈下の防止に貢献している。



(1) 給水区域

6 市

- ・ 大久保系 蕨市、戸田市の全区域並びに川口市及びさいたま市の区域の各一部
- ・ 柿木系 草加市及び八潮市の全区域

(2) 給水事業所数(令和 7 年 4 月 1 日現在)

大久保系 88 事業所

柿木系 60 事業所

(3) 事業概要

令和 7 年 4 月 1 日現在

事業名	埼玉県南部工業用水道事業	
浄水場	大久保浄水場	柿木浄水場
承認年月日	昭和 39.3. 4	昭和 37.11.15
事業届出年月日	昭和 38.8.16	昭和 36.10. 1
完成年月日	平成 8.1.12	平成 8. 1.12
給水開始年月日	昭和 43.4. 1	昭和 39.11. 1
建設単価(円 / m ³)	115,279	
総事業費(千円)	29,165,640	
取水能力 (m ³ / 日)	95,040	165,024
	260,064	
給水能力 (m ³ / 日)	93,000	160,000
	253,000	
配水管路延長(m)	191,742	
水利権 (m ³ / 秒)	3.01	下久保ダム 中川自流

(4) 事業実績

ア 柿木系

項目 \ 年度	令和 2	3	4	5	6
給水事業所数	56	58	60	59	60
契約水量 (m ³)	48,534,659	48,445,215	48,598,575	48,739,691	48,552,230
料金収入(千円)	1,216,643	1,209,880	1,209,072	1,211,295	1,205,392

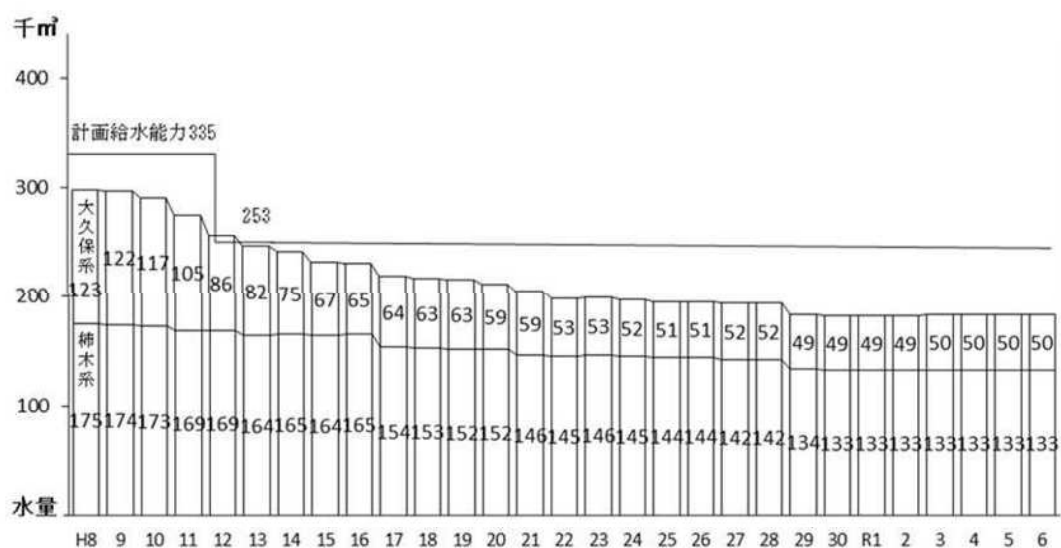
イ 大久保系

項目 \ 年度	令和 2	3	4	5	6
給水事業所数	90	90	89	90	88
契約水量 (m ³)	17,996,008	18,066,925	18,068,759	18,101,850	18,087,259
料金収入(千円)	497,665	498,187	498,713	499,557	500,297

ウ 合計

項目 \ 年度	令和 2	3	4	5	6
給水事業所数	146	148	149	149	148
契約水量 (m ³)	66,530,667	66,512,140	66,667,334	66,841,541	66,639,489
料金収入(千円)	1,714,308	1,708,067	1,707,785	1,710,852	1,705,689
料金 基本料金 単価 特別料金 (円/m ³)超過料金	22 円 53 銭 29 円 29 銭 45 円 5 銭 (税抜き)	同左	同左	同左	同左

エ 契約水量の推移 (日量) (各年度末現在)



(5) 令和 7 年度事業計画

ア 営 業
給水計画

区 分	契約水量(千m ³)			給水収益 (税込み) (千円)	料金単価 (税抜き) (m ³)
	事務所 数	年間	一日平均		
柿 木 系	60	48,595	133	1,598,644	基本料金 30 円 48 銭
大久保系	89	18,063	50	659,350	特別料金 39 円 62 銭
合 計	149	66,658	183	2,257,994	超過料金 60 円 96 銭

イ 建設

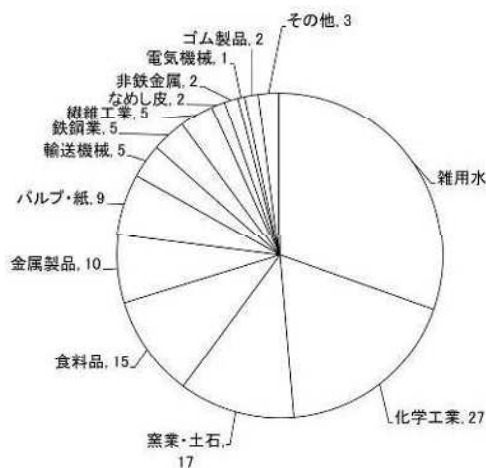
柿木浄水場耐震化 651,739 千円
場内連絡管整備工事 等

ウ 業務設備整備

大久保系 147,109 千円
大久保浄水場薬品注入棟等築造工事 等
柿木系 596,847 千円
柿木浄水場 1 系電気室築造工事 等
その他 367 千円

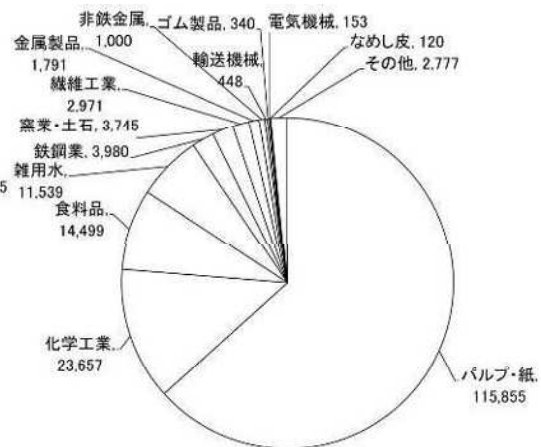
エ 令和 6 年度業種別契約水量

事業所数 (148 事業所)



(令和 7 年 3 月 31 日)

契約水量 (182,875 m³/日)



* 1 事業所のみの業種は「その他」とした。

(6) 柿木浄水場 草加市柿木町 162 〒340-0001 電話 048-931-2351

ア 沿革と現況

当浄水場は、草加市及び八潮市において操業する工場を対象として、産業基盤の発展と地域振興を図るため、また、工業用の過剰な地下水汲み上げに起因する地下水位の低下による地盤沈下の弊害を防止する目的で、県内最初の浄水場として、水源(1.91m³/秒)を中川に求め、日量15万m³の規模で、基盤整備起債単独事業により、昭和36年12月建設に着手、昭和39年11月に一部給水を開始し、昭和41年4月1日に全面給水となった。

その後、需要増加に対応して、昭和50年度から建設した拡張事業による日量4万m³の水処理施設が完成し、昭和53年度末から供用を開始した。

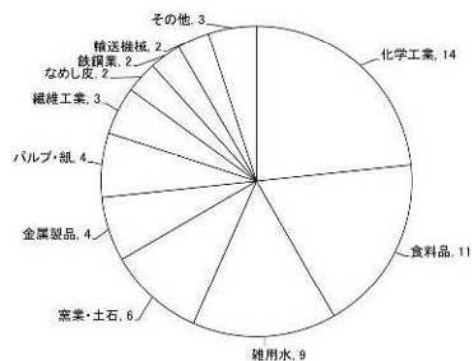
その後、給水能力等を変更し、現在日量16万m³の給水能力を有し給水を行っており、令和6年度の契約事業所数は60事業所、契約水量は日量133,318m³となっている。

また、平成17年3月1日から、施設の維持管理運営を民間業者に委ねる管理運営包括委託を実施し、近隣の新三郷浄水場が運営全般を統括している。

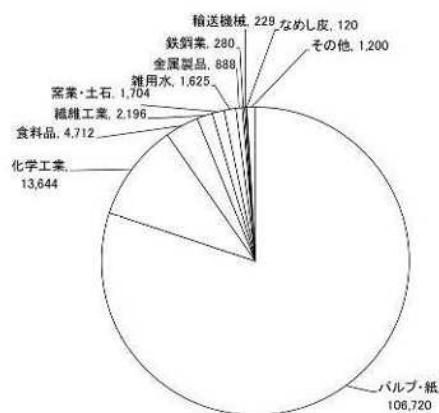
イ 主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 導水施設	取 水 口	1 か所	浄水施設	フ ロ ッ ク 形 成 池	6 池
	導 水 暗 渠	2 連		高 速 薬 品 沈 で ん 池	2 池
	取 水 ポ ン プ 井	2 井		横 流 式 薬 品 沈 で ん 池	6 池
	取 水 ポ ン プ	5 台	配水施設	配 水 池	3 池
浄水施設	接 合 井	1 井		配 水 ポ ン プ	7 台
	急 速 攪 拌 池	3 池			

ウ 令和6年度業種別契約水量（柿木系）
事業所数（60事業所）



(令和7年3月31日)
契約水量（133,318m³/日）



* 1事業所のみの業種は「その他」とした。

エ 位置図



(7) 大久保浄水場 さいたま市桜区宿 618 〒338-0814 電話 048-852-8841

ア 沿革と現況

昭和 30 年代から地盤沈下現象の著しい蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市（現川口市）及び川口市の一部が昭和 38 年 7 月に工業用水法の指定地域となり、その対応策として、水源を利根川上流の下久保ダム(1.8 m³/秒)に求め、日量 14 万 5 千 m³の規模で、水道用水供給事業と併せて、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市（現川口市）並びに川口市及び浦和市（現さいたま市）の一部を給水対象地域とし、昭和 38 年 8 月、通商産業大臣あて届出、緊急地盤対策国庫補助事業により建設に着手した。

昭和 43 年 4 月 1 日から中央第一工業用水道として一部給水を開始し、昭和 47 年 4 月 1 日に全面給水となったが、昭和 48 年 4 月、工業用水道の合理的な運用のため、既設の東部第一工業用水道(柿木浄水場)と事業統合し、南部工業用水道事業とした。

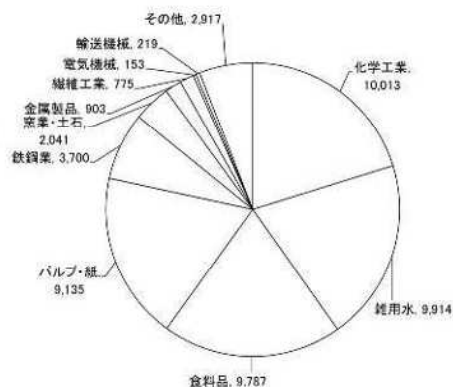
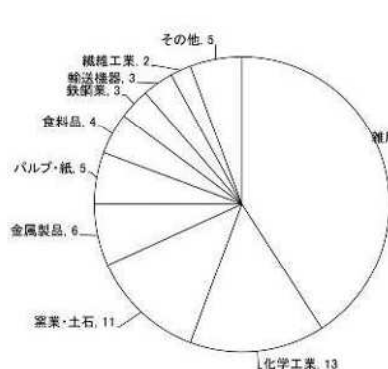
その後、給水能力や給水区域等を変更し、現在日量 9 万 3 千 m³の給水能力を有し給水を行っており、令和 6 年度の契約事業所数は 88 事業所、契約水量は日量 49,557 m³となっている。

イ 主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 導水施設 (上水共用)	取 水 口	1 か所	浄水施設	フ ロ ッ ク 形 成 池	3 池
	導 水 管	2 連		薬 品 沈 で ん 池	3 池
	取 水 ポ ン プ 井	2 井	配水施設	配 水 池	2 池
	取 水 ポ ン プ	6 台		配 水 ポ ン プ	4 台 (変速)
浄水施設	分水井 (上水共用)	1 井			
	急 速 攪 拌 池	1 池			

ウ 令和 6 年度業種別契約水量（大久保系）
事業所数（88 事業所）

（令和 7 年 3 月 31 日）
契約水量（49,557 m³/日）



* 1 事業所のみの業種は「その他」とした。

エ 位置図



2 水道用水供給事業

埼玉県の水道用水供給事業は、人口増加と生活水準の向上による水需要に対応するとともに、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下防止対策として、昭和 38 年度に中央第一水道用水供給事業を創設し、水源を河川表流水に求め、昭和 43 年 4 月、大久保浄水場から県南中央地域に給水開始したのが始まりである。その後、昭和 49 年 4 月には東部第一水道用水供給事業として庄和浄水場から県東部地区に給水、続いて、同年 7 月からは西部第一水道用水供給事業として大久保浄水場の施設を拡張し県西部地域に給水を行ってきたが、施設の高度利用、水源の効率的運用、給水料金の均一化等を目的として、昭和 53 年 4 月、3 事業を統合して広域第一水道用水供給事業と改称した。

一方、広域第一水道に接する県中央北部地域も水需要の増大と地下水位の低下等が顕著になってきたため、昭和 51 年に広域第二水道用水供給事業を創設し、広域第一水道の水を融通して昭和 53 年 8 月から暫定給水を行うとともに、行田浄水場の建設を進め、昭和 59 年 7 月から本格給水に入った。

その後、広域第一水道では新たな水需要に対処するため、新三郷浄水場を建設し、平成 2 年 7 月から給水を開始した。また、広域第二水道では給水区域を拡張(日高市外 8 町)して昭和 63 年度から送水施設の建設に着手し、平成 3 年 4 月から順次給水を開始した。

平成 3 年 4 月 1 日からは、水道施設の合理的な運用と、水道用水の安定供給の確保を目的に、広域第一水道と広域第二水道の事業統合を行い、給水区域を更に拡大(飯能市外 8 市町 1 団体)して、名称を埼玉県水道用水供給事業とした。

また、安定供給水量の確保や危機管理機能の強化などを目的として、平成 14 年 1 月から荒川右岸では県内初めてとなる吉見浄水場の建設に着手し、平成 17 年 7 月から県西部地域の 12 市町村(10 団体)へ水道用水の供給を開始した。

さらに、平成 22 年 4 月 1 日から、新三郷浄水場において高度浄水施設が稼働し、より安全な水道用水を、草加市、八潮市、三郷市の全域と、川口市、越谷市、吉川市の一部の地域に給水している。

令和 7 年 3 月 31 日現在、日最大施設能力 266 万 5 千 m³ の施設により、58 市町(55 団体)に対し、日量約 171 万 m³ の水道用水を供給している。

(1) 給水市町

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、^{はんのう}飯能市、^{かぞ}加須市、本庄市、東松山市、春日部市、^{はにゆう}狭山市、^{こうのす}羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、^{わらび}蕨市、^{いるま}戸田市、入間市、^{あさか}朝霞市、志木市、^{にいざ}和光市、新座市、久喜市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、^{さつて}幸手市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、^{もろやま}越生町、^{おごせ}滑川町、^{なめがわ}嵐山町、^{らんざん}小川町、^{かわじま}川島町、^{まつがし}吉見町、鳩山町、ときがわ町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、越谷・松伏水道企業団(越谷市・松伏町)、桶川北本水道企業団(桶川市・北本市)、坂戸、^{ごか}鶴ヶ島水道企業団(坂戸市・鶴ヶ島市)、茨城県五霞町

埼玉県水道用水供給事業区域図



令和7年4月1日現在

凡 例	
	埼玉県水道用供水供給事業区域
	浄 水 場
	中 継 ポ ンプ 所
	送 水 管 路
	受 水 地 点

(2) 事業概要

令和7年4月1日現在

事業		埼玉県水道用水供給事業				
項目	浄水場	大久保浄水場	庄和浄水場	行田浄水場	新三郷浄水場	吉見浄水場
認可年月日		昭和 39.3.3	昭和 45.3.27	昭和 52.2.10	昭和 53.4.1	平成 3.3.30
完成年月日		昭和 59.6.30	昭和 53.3.31	平成 13.3.31	平成 8.5.31	(一部) 平成 17.6.30
給水開始年月日		昭和 43.4.2	昭和 49.4.20	昭和 59.7.1	平成 2.7.1	平成 17.7.1
現在施設能力(m³／日)		1,300,000	350,000	500,000	365,000	150,000
		2,665,000				
送水管路延長 (m)		777,209				
水源計画		下久保ダム、利根川河口堰、農業用水合理化等、渡良瀬遊水池、草木ダム、北千葉導水路、有間ダム、奈良俣ダム、浦山ダム、荒川調節池、八ッ場ダム、滝沢ダム、合角ダム、権現堂調節池、思川開発				
水利権※ (m³／秒)	最大 取水量	11.115	3.592	4.896	4.324	1.776
		25.703				
	緊急時の 水利使用	12.540	3.592	5.153	4.390	2.643
		28.318				
給水市町(団体)数		55 団体(34 市 18 町 3 企業団)				
計画給水人口(千人)		6,490 (令和 7 年度)				

※常時は最大取水量が取水量の上限となるが、事故等の緊急時には緊急時の水利使用の水量を上限に取水が可能。

(3) 事業実績

年度		2	3	4	5	6
区分						
給水人口(人)		7,282,646	7,272,217	7,270,895	7,271,052	7,266,666
配水量 (m ³)	県水	635,057,654 (76.8%)	635,176,056 (77.6%)	636,922,372 (79.1%)	634,186,864 (78.8%)	624,653,782 (77.9%)
	自己水	192,119,034 (23.2%)	182,844,528 (22.4%)	168,176,833 (20.9%)	170,268,765 (21.2%)	177,024,477 (22.1%)
	合計	827,176,688 (100%)	818,020,584 (100%)	805,099,205 (100%)	804,455,629 (100%)	801,678,259 (100%)
	料金単価(円/ m ³)	61.78(税抜き)	同左	同左	同左	同左

※自己水とは、県水以外の表流水、伏流水、地下水、他水道事業者からの受水である。

(4)令和 7 年度事業計画

ア 営業

給水団体数 55	給水量(千 m ³)		給水収益 (税込み) (千円)	料金単価 (税抜き) (m ³)
	年間	1 日平均		
	620,059	1,699	42, 137,969	61 円 78 銭

イ 建設

水道水源開発施設整備	117,207 千円
南摩ダム水源地域整備事業負担金 等	
吉見浄水場拡張関連整備 (Ⅱ期)	6,923,132 千円
東松山第二幹線送水管布設工事 等	
吉見浄水場拡張関連整備 (Ⅲ期)	3,085,375 千円
吉見浄水場基礎杭工事 等	
大久保浄水場高度浄水処理施設整備	14,596,757 千円
高度浄水処理施設建設工事 等	
吉見浄水場高度浄水処理施設整備	256,638 千円
高度浄水処理施設実施設計業務委託 等	
利根川河口堰大規模地震対策	45,917 千円
利根川河口堰大規模地震対策事業負担金 等	
川口Ⅰ系・Ⅱ系幹線更新	975,951 千円
川口幹線送水管更新基本設計業務委託 等	

ウ 業務設備整備

大久保系	3,134,655 千円
薬品注入棟等築造工事 等	
庄和系	1,163,149 千円
急撓池・沈でん池電気設備更新工事 等	
行田系	930,171 千円
荒木取水ポンプ所電気設備更新工事 等	
新三郷系	258,942 千円
新三郷浄水場太陽光発電設備設置工事 等	
吉見系	305,680 千円
照明設備更新工事 等	
その他	931,773 千円
三郷浄水場活性炭注入施設の更新に係る負担金 等	

(令和7年3月31日現在)



(5) 大久保浄水場 さいたま市桜区宿 618 〒338-0814 電話 048-852-8841

ア 沿革と現況

当浄水場は、昭和 30 年代後半以降における県南部地域を中心とした急激な人口増加と都市化現象の進行並びに生活水準の向上に伴う急激な水需要の増大に対処するとともに、水道水源の地下水から河川表流水への転換による地盤沈下の抑制を図るため、昭和 39 年 3 月に荒川・利根川水系を水源とし、県南部の人口急増地域を給水区域とする中央第一水道用水供給事業の建設に着手したことに始まる。

その後、水源のひっ迫する県西部地域を対象として、昭和 45 年 4 月に西部第一水道用水供給事業の建設に着手し、昭和 49 年 7 月に給水を開始した。

昭和 53 年 4 月には、中央第一、西部第一の 2 事業と庄和浄水場の給水区域を対象とした東部第一水道用水供給事業の 3 事業を、水源の総合的運用と施設の一体化及び経営の合理化等の観点から、広域第一水道用水供給事業として統合した。

当浄水場は、130 万 m³/日の施設能力を有し、県営水道事業を代表する浄水場である。

イ 主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 導水施設	取 水 口	2 か所	浄水施設	急 速 ろ 過 池	86 池 (高度処理建設中)
	導 水 管	2 連×2		浄 水 池	10 池 (RC 浄水池)
	沈 砂 池	4 池			7 池 (PC 浄水池)
	取 水 ポ ン プ 井	6 井	送水施設	送 水 ポ ン プ	21 台 (内 17 台変速)
	取 水 ポ ン プ	11 台 (内 5 台変速)			
浄水施設	分 水 井	2 井		中継ポンプ所	上赤坂中継 ポンプ所
	急 速 攪 拌 池	19 池			
	フ ロ ッ ク 形 成 池	39 池			
	薬 品 沈 で ん 池	39 池 (内 30 池傾斜板付き)			

ウ 事業実績

(m³)

年度		令和 2	3	4	5	6
区分						
送水量	年 間	289,784,663	289,538,988	290,872,007	277,887,778	291,580,442
	1 日 平 均	793,931	793,258	796,910	759,256	798,851

エ 位置図 (工水共用 p.15)

(6) 庄和浄水場 春日部市新宿新田 100 〒344-0113 電話 048-746-4411

ア 沿革と現況

昭和 40 年以降から、地下水の過剰汲み上げに起因する地下水位の低下や地盤沈下現象が県東部の越谷市や春日部市等の地域に及んできた。

このため、県では、地盤沈下防止対策や水源の効率的分配等を考慮した水道広域化の観点から、大久保浄水場による中央第一水道用水供給事業に引き続き、県東部地域を対象に利根川水系を水源とする東部第一水道用水供給事業を計画し、昭和 45 年 4 月から当浄水場の建設に着手し、昭和 49 年 4 月から一部給水を開始した。

その後、需要の増加に伴って施設の拡張を行い、さらに、昭和 53 年 4 月には中央第一水道地域と連絡管で一体化を図り、広域第一水道用水供給事業として統合した。

当浄水場は、35 万 m³/日の施設能力を有している。

イ 主要施設

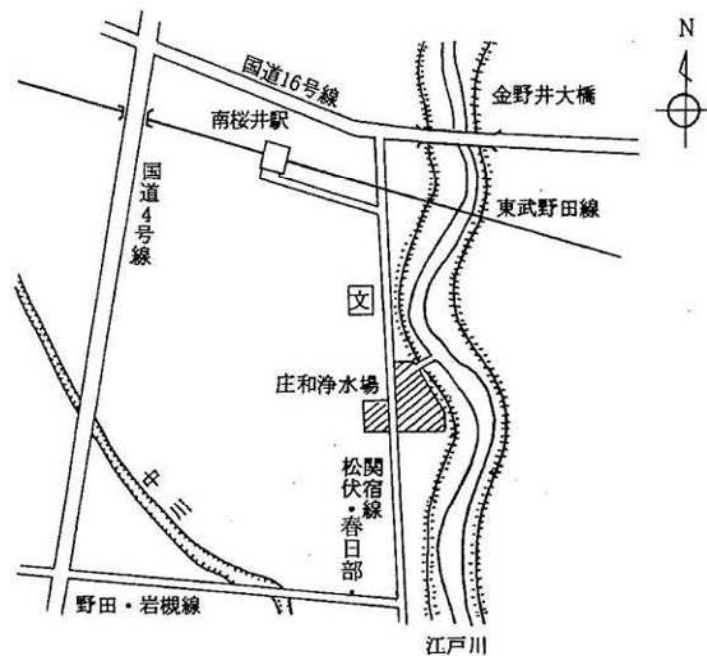
種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 導水施設	取水口	1 か所	浄水施設	フロック形成池	8 池
	導水管	2 連		薬品沈でん池	8 池
	取水ポンプ井	2 井		急速ろ過池	20 池
	取水ポンプ	4 台(変速)		浄水池	2 池(RC 浄水池) 2 池(PC 浄水池)
浄水施設	着水井	1 井	送水施設	送水ポンプ	4 台(変速)
	混和池	2 池		中継ポンプ所	笹久保中継ポンプ所

ウ 事業実績

(m³)

年度 区分		令和 2	3	4	5	6
送水量	年間	74,983,409	72,453,107	74,380,710	78,586,864	81,492,135
	1 日平均	205,434	198,502	203,783	214,718	223,266

エ 位置図



(7) 行田浄水場 行田市小針 1632 〒361-0024 電話 048-559-3660

ア 沿革と現況

広域第一水道の給水区域に隣接する上尾市、坂戸市、久喜市等の地域においても、人口増加による水需要の伸長が著しく、水道水源である地下水の水位低下や地盤沈下現象が現れた。

このため、県は当該地域の水道水源に河川表流水の導入を目的として、水道広域化構想の観点から広域第二水道用水供給事業を実施することとし、その基幹施設として、当浄水場を建設することとした。

しかしながら、当地域内の水需要のひっ迫した市町村からの早期県水導入の要望に応えるため、浄水場完成までの間の緊急暫定的な措置として、広域第一水道の余力をもって対応することとした。このため、昭和 51 年度から広域第一水道との連絡管を先行布設し、昭和 53 年 4 月から、上尾市他 17 団体に順次給水を開始した。

昭和 59 年 7 月に当浄水場が完成し、全域への給水が達成されたことにより、暫定給水も解消された。

当浄水場は、50 万 m³/日の施設能力を有している。

イ 主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 導水施設	取 水 口	1 か所	浄水施設	薬品沈でん池	10 池
	導水管・導水路	1 連		急 速 ろ 過 池	40 池
	取 水 ポ ン プ 井	一式(荒木取水ポンプ所)		浄 水 池	3 池(RC 浄水池) 3 池(PC 浄水池)
	取 水 ポ ン プ	6 台 (内 3 台変速)	送水施設	送 水 ポ ン プ	8 台(変速)
浄水施設	着 水 井	3 井 (内 1 井廃止・撤去 予定)		中 継 ポ ン プ 所	江南中継ポンプ所
	混 和 池	5 池			
	フロック形成池	10 池			

ウ 事業実績

(m³)

年度 区分		令和 2	3	4	5	6
送 水 量	年 間	123,701,980	124,139,620	125,354,390	125,261,980	121,336,730
	1 日 平 均	338,910	340,109	343,437	342,246	332,429

エ 位置図



(8) 新三郷浄水場 三郷市南蓮沼 1 〒341-0028 電話 048-953-6565

ア 沿革と現況

広域第一水道における新たな水需要と地盤沈下の抑制に対応し、大久保浄水場と庄和浄水場のバックアップ浄水場として、第一期工事（18 万 3 千 m³/日）を昭和 61 年 10 月から着工し、平成 2 年 7 月に完成した。また、第二期工事（18 万 2 千 m³/日）を平成 3 年度に着工し、平成 8 年 3 月に完成した。

その後、河川水質の変化等へ対処するために、平成 18 年度から埼玉県営水道で初となる高度浄水施設の建設に着手し、平成 22 年 3 月に完成した。

当浄水場は、36.5 万 m³/日の施設能力を有している。

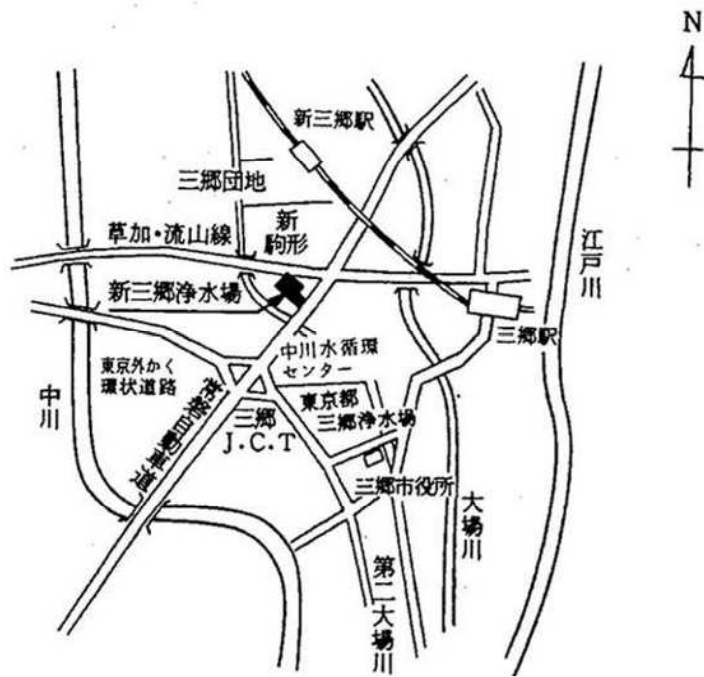
イ 主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 導水施設	取 水 口	一式(東京都と 共同施設)	浄水施設	フロック形成池	8 池
	導 水 管			薬品沈でん池	8 池
	原水ポンプ井			急速ろ過池	32 池
	原水ポンプ	4 台(使用 権)		浄 水 池	4 池(RC 浄水池) 1 池(PC 浄水池)
浄水施設	着 水 井	1 井	送水施設	送 水 ポ ン プ	7 台(変速)
	混 和 池	4 池	高度浄水 施設	中 間 ポ ン プ 井	1 井
				中 間 ポ ン プ	4 台 (変速)
				オゾン発生器	2 台
				オゾン接触池	4 池
				生物活性炭吸着池	16 池

ウ 事業実績

		(m ³)				
区分	年度	令和 2	3	4	5	6
	年 間	103,087,610	104,400,470	105,139,450	108,979,210	93,296,460
送水量	1 日 平均	282,432	286,029	288,053	297,757	255,607

エ 位置図



(9) 吉見浄水場 吉見町大和田 198 〒355-0127 電話 0493-54-1484

ア 沿革と現況

県内供給水量の安定的確保や荒川右岸に当たる県西部地域の危機管理体制の強化、稼働以来 30 年以上を経過した大久保浄水場等の施設更新時における給水能力の維持を目的とし、新たな浄水場が必要となった。

そこで、当浄水場は平成 3 年に国の認可を得て、建設場所を荒川から安定した水質と水量の取水が可能となる武蔵水路合流直下の吉見町大和田地域に決定し、一期工事として平成 14 年 1 月に着工、平成 17 年 7 月に給水を開始した。

また、事故や災害時における安定給水を確保するため、緊急備蓄用貯水施設として送水調整池を築造し、平成 21 年 11 月に完成した。

当浄水場は、県営 5 番目の浄水場として、これまで大久保、行田の両浄水場が担っていた県西部地域の 11 市町（10 団体）を受け持ち、15 万 m³/日の施設能力を有している。

イ 主要施設

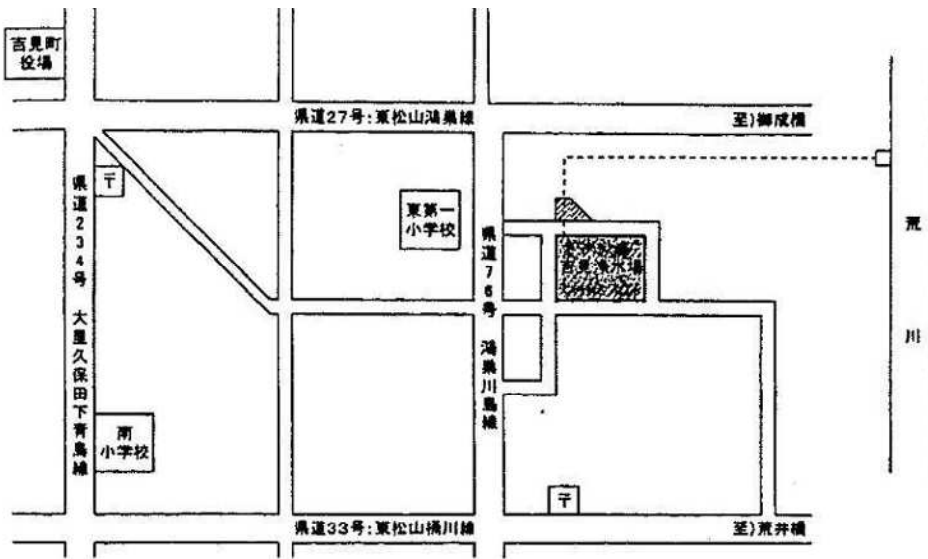
種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 導水施設	取 水 口	1 か所	浄水施設	薬品沈でん池	5 池
	導 水 管	2 連		急 速 ろ 過 池	16 池
	沈 砂 池	2 池		浄 水 池	2 池(RC 浄水池) 2 池(PC 浄水池)
	取 水 ポ ン プ	4 台 (内 2 台変速)	送水施設	送 水 ポ ン プ	4 台(変速)
	着 水 井	1 井		中 継 ポ ン プ 所	高坂中継ポンプ所
浄水施設	混 和 池	2 池			高倉中継ポンプ所
	フロック形成池	5 池			瀬戸増圧ポンプ所

ウ 事業実績

(m³)

年度 区分		令和 2	3	4	5	6
送 水 量	年 間	44,739,870	45,998,360	42,250,760	44,564,100	37,664,440
	1 日 平 均	122,575	126,023	115,756	121,760	103,190

エ 位置図



(10) 水質管理センター 行田市小針 1632(行田浄水場内) 〒361-0024 電話 048-558-1051

ア 沿革と現況

平成 5 年 12 月の水道水質基準の大幅な改正に伴い、検査体制の拡充が必要となったため、各浄水場で実施していた水質検査業務を集約化し、効率的な水質管理を目的として、平成 6 年 4 月、行田浄水場に水質管理室を創設した。その後、水道水質の調査研究、検査業務の充実を図るため、平成 8 年 4 月に水質管理センターとして独立した。

さらに、水源河川の監視や水質事故対応の強化、水質管理に関する課題への対応、浄水場や受水団体への技術支援等のため、平成 13 年度から独立した庁舎で業務を実施している。

また、平成 25 年 12 月には『水道 GLP』の認定を取得して、水質検査の品質管理と検査技術の向上を図るシステムの運用を行い、水質検査の信頼性の確保に努めている。

イ 主な業務の内容

- ・ 給水先の定期検査及び臨時検査、浄水場の原水及び浄水の水質試験
- ・ 水源河川の水質監視及び調査
- ・ 水質異常時の対応
- ・ 浄水場水質管理に関する支援
- ・ 放射性物質の検査
- ・ 水質管理に関する調査、研究
- ・ 受水団体との技術交流
- ・ その他

ウ 主な分析機器等

分析機器	主な分析項目
分光光度計	非イオン界面活性剤等
水銀分析計	水銀
イオンクロマトグラフ (IC)	シアン化物イオン、フッ化物イオン、塩化物イオン等
誘導結合プラズマ質量分析計(ICP/MS)	カドミウム、ヒ素、鉛等の金属類
ガスクロマトグラフ質量分析計(GC/MS) ・ パージ&トラップ付四重極型 ・ タンデム型	消毒副生成物等、揮発性有機化合物 かび臭物質、農薬類
高速液体クロマトグラフ(HPLC)	ホルムアルデヒド、陰イオン界面活性剤
高速液体クロマトグラフ質量分析計(LC/MS)	臭素酸、過塩素酸、ハロ酢酸類、フェノール類、 農薬類
液体クロマトグラフ高分解能精密 質量分析計 (LC/OrbitrapMS)	浄水処理対応困難物質、農薬類
全有機炭素分析計(TOC)	全有機炭素
落射蛍光顕微鏡	クリプトスポリジウム、ジアルジア
リアルタイム PCR	ウイルス、クリプトスポリジウム、ジアルジア
ゲルマニウム半導体検出器	放射性ヨウ素、放射性セシウム
走査型電子顕微鏡	異物
フーリエ変換型赤外分光光度計(FT-IR)	異物
水質試験車	六価クロム、シアン、フェノール類(吸光光度法)等

エ 位置

行田浄水場位置図及び平面図 参照

3 地域整備事業

本県は、首都圏に位置し、交通の要衝としての利便性を有するとともに、豊かな自然にも恵まれている。

企業局では、このような立地特性を生かし、昭和39年に知事部局から草加工業団地造成事業の移管を受けて以来、工業団地をはじめとして流通業務団地、住宅団地など、46の団地を造成し、地域振興に寄与してきた。

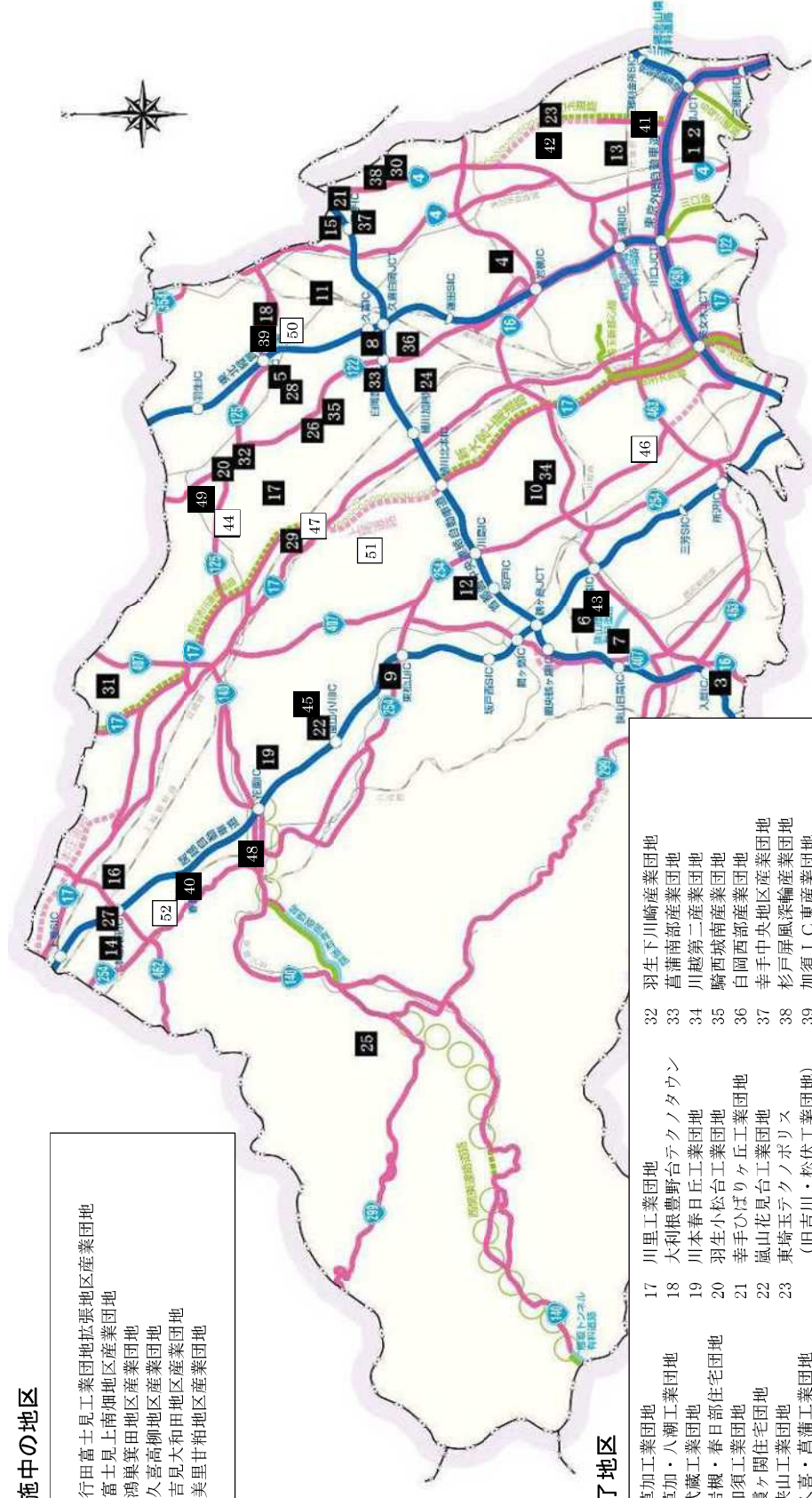
現在は、「あと数マイルプロジェクト」や、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」が掲げるスマート、コンパクト、レジリエントな街づくりなど、県の施策と合致する形の産業団地整備に取り組んでいる。

令和7年度は「行田富士見工業団地拡張地区」、「富士見上南畑地区」、「鴻巣箕田地区」、「久喜高柳地区」、「吉見大和田地区」及び「美里甘粕地区」の6地区で産業団地の整備を進めている。

地域整備事業位置図

□実施中の地区

- 44 行田富士見工業団地拡張地区産業団地
- 46 富士見上南畑地区産業団地
- 47 鴻巣箕田地区産業団地
- 50 久喜高柳地区産業団地
- 51 吉見大和田地区産業団地
- 52 美里甘粕地区産業団地



■完了地区

1 草加工業団地	17 川里工業団地	32 羽生下川崎産業団地
2 草加・八潮工業団地	18 大利根豊野台テクノタウン	33 菅蒲南部産業団地
3 武蔵工業団地	19 川本春日丘工業団地	34 川越第二産業団地
4 岩槻・春日部住宅団地	20 羽生小松台工業団地	35 駒西城南産業団地
5 加須工業団地	21 幸手ひばりヶ丘工業団地	36 白岡西部産業団地
6 霞ヶ関住宅団地	22 嵐山花見台工業団地	37 幸手中央地区産業団地
7 狭山工業団地	23 東埼玉テクノポリス	38 杉戸屏風深輪産業団地
8 久喜・菅蒲工業団地	24 (旧古川・松伏工業団地)	39 加須IC東産業団地
9 東松山工業団地	25 伊奈北部地区	40 寄居スマートIC美里産業団地
10 川越工業団地	26 秩父みどりが丘工業団地	41 草加柿木フーズサイト
11 鷲宮産業団地	27 駒西藤の台工業団地	42 松伏田島産業団地
12 川島工業団地	28 本庄いまい台産業団地	43 川越増形地区産業団地
13 越谷流通業務団地	29 加須下高柳工業団地	45 嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地
14 児玉工業団地	30 行田みなみ産業団地	
15 幸手工業団地	31 杉戸深輪産業団地	48 寄居桜沢産業団地
16 本庄住宅団地		49 羽生上岩瀬産業団地

(1)事業施行状況

(令和7年4月1日現在)

		団 地 名	事業手法	事業年度	施行面積 A (㎡)	分譲用地面積 B (㎡)	B/A (%)
完	1	草加工業団地	区画整理事業参画	S 3 7 ～ 4 1	1, 056, 768	559, 431	52. 9
	2	草加・八潮工業団地	区画整理事業参画	4 0 ～ 4 3	875, 004	444, 828	50. 8
	3	武蔵工業団地	団地造成	4 1 ～ 4 4	484, 519	409, 450	84. 5
	4	岩槻・春日部住宅団地	区画整理事業参画	4 1 ～ 4 6	1, 034, 125	392, 741	38. 0
	5	加須工業団地	区画整理事業	4 1 ～ 4 6	577, 952	327, 192	56. 6
	6	霞ヶ関住宅団地	団地造成	4 2 ～ 4 7	398, 292	303, 266	76. 1
	7	狭山工業団地	団地造成	4 6 ～ 4 7	413, 940	347, 965	84. 1
	8	久喜・菖蒲工業団地	団地造成 (首都圏整備法)	4 3 ～ 5 1	1, 896, 735	1, 231, 719	64. 9
	9	東松山工業団地	団地造成	4 4 ～ 5 1	736, 000	528, 530	71. 8
	10	川越工業団地	団地造成	4 8 ～ 5 5	715, 780	571, 367	79. 8
了	11	鷺宮産業団地	団地造成	4 5 ～ 5 7	1, 123, 248	793, 091	70. 6
	12	川島工業団地	団地造成	4 9 ～ 5 7	551, 634	422, 125	76. 5
	13	越谷流通業務団地	団地造成 (流市法)	4 5 ～ 5 9	406, 560	312, 084	76. 8
	14	児玉工業団地	団地造成	4 7 ～ 5 9	1, 084, 098	890, 011	82. 1
	15	幸手工業団地	団地造成	5 6 ～ 5 9	238, 551	173, 831	72. 9
	16	本庄住宅団地	団地造成	5 8 ～ 6 1	243, 437	126, 652	52. 0
	17	川里工業団地	団地造成	5 9 ～ 元	240, 062	151, 875	63. 3
	18	大利根豊野台テクノタウン	団地造成	5 9 ～ 元	557, 548	350, 320	62. 8
	19	川本春日丘工業団地	団地造成	6 1 ～ 2	491, 628	319, 667	65. 0
	20	羽生小松台工業団地	団地造成	6 1 ～ 2	361, 565	248, 493	68. 7
区	21	幸手ひばりヶ丘工業団地	団地造成	6 3 ～ 4	226, 476	141, 437	62. 5
	22	嵐山花見台工業団地	団地造成	6 2 ～ 5	958, 641	521, 455	54. 4
	23	東埼玉テクノポリス (旧吉川・松伏工業団地)	団地造成	6 3 ～ 7	357, 978	228, 987	64. 0
	24	伊奈北部地区	区画整理事業参画	5 6 ～ 8	433, 740	433, 740	100. 0
	25	秩父みどりが丘工業団地	団地造成	H元～ 8	632, 113	296, 772	46. 9
	26	騎西藤の台工業団地	団地造成	3 ～ 8	442, 105	289, 822	65. 6
	27	本庄いまい台産業団地	団地造成	2 ～ 9	401, 527	245, 946	61. 3
	28	加須下高柳工業団地	団地造成	2 ～ 1 1	402, 753	270, 639	67. 2
	29	行田みなみ産業団地	団地造成	4 ～ 1 3	423, 954	248, 914	58. 7
	30	杉戸深輪産業団地	団地造成	7 ～ 1 4	456, 498	298, 682	65. 4
	31	妻沼西部工業団地	団地造成	6 ～ 1 7	493, 784	341, 852	69. 2
	32	羽生下川崎産業団地	団地造成	9 ～ 1 8	494, 919	345, 886	69. 9
	1 8 年度以前 (3 2 団地)				19, 211, 934	12, 568, 770	65. 4

完了地区	33	菖蒲南部産業団地	団地造成	19～21	189,107	140,379	74.2
	34	川越第二産業団地	団地造成	19～21	192,701	157,059	81.5
	35	騎西城南産業団地	団地造成	20～22	196,060	160,158	81.7
	36	白岡西部産業団地	団地造成	22～25	157,220	135,576	86.2
	37	幸手中央地区産業団地	団地造成	23～27	472,991	371,631	78.6
	38	杉戸屏風深輪産業団地	団地造成	24～28	238,144	189,960	79.8
	39	加須IC東産業団地	団地造成	27～30	177,190	135,646	76.6
	40	寄居スマートIC美里産業団地	団地造成	28～30	140,332	111,995	79.8
	41	草加柿木フーズサイト	団地造成	29～R元	194,475	163,418	84.0
	42	松伏田島産業団地	団地造成	30～4	181,398	150,478	83.0
	43	川越増形地区産業団地	団地造成	30～4	167,613	106,808	63.7
	45	嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地	団地造成	30～6	90,403	58,572	64.8
	48	寄居桜沢産業団地	団地造成	元～5	129,415	106,375	82.2
	49	羽生上岩瀬産業団地	団地造成	元～5	71,368	61,643	86.4
19年度以降：（14団地）					2,598,417	2,049,698	78.9
小計（46団地）					21,810,351	14,618,468	67.0
施行中	44	行田富士見工業団地拡張地区産業団地	団地造成	30～7	70,250	60,170	85.7
	46	富士見上南畑地区産業団地	団地造成	R元～7	192,400	140,000	72.8
	47	鴻巣箕田地区産業団地	団地造成	元～7	167,000	144,000	86.2
	50	久喜高柳地区産業団地	団地造成	4～7	189,800	158,300	83.4
	51	吉見大和田地区産業団地	団地造成	5～8	172,000	136,500	79.4
	52	美里甘粕地区産業団地	団地造成	6～9	75,600	60,300	79.8
小計（6団地）					867,050	699,270	80.6
合計（52団地）					22,677,401	15,317,738	67.5

(2) 事業施行中地区の概要

行田富士見工業団地拡張地区産業団地

ア 施行地区 行田市大字若小玉地内

イ 用途 工業用地（市街化区域編入、地区計画指定）

ウ 事業年度 平成30年度～令和7年度

エ 施行面積 70,250㎡

オ 分譲予定面積 60,170㎡

カ 分譲計画 令和7年度分譲予定

キ 総事業費 2,571,086千円

位置図



施行区域図



富士見上南畑地区産業団地

ア 施 行 地 区 富士見市上南畑ほか地内

イ 用 途 工業用地（市街化調整区域、地区計画指定）

ウ 事 業 年 度 令和元年度～令和7年度

エ 施 行 面 積 192,400㎡

オ 分譲予定面積 140,000㎡

カ 分 譲 計 画 令和7年度分譲予定

キ 総 事 業 費 12,400,975千円

位置図



施行区域図



鴻巣箕田地区産業団地

ア 施 行 地 区 鴻巣市箕田ほか地内

イ 用 途 工業用地（市街化区域編入、地区計画指定）

ウ 事 業 年 度 令和元年度～令和7年度

エ 施 行 面 積 167,000㎡

オ 分譲予定面積 144,000㎡

カ 分 譲 計 画 令和7年度分譲予定

キ 総 事 業 費 6,293,510千円

位置図



施行区域図



久喜高柳地区産業団地

ア 施 行 地 区 久喜市高柳地内

イ 用 途 工業用地（市街化調整区域、地区計画指定）

ウ 事 業 年 度 令和4年度～令和7年度

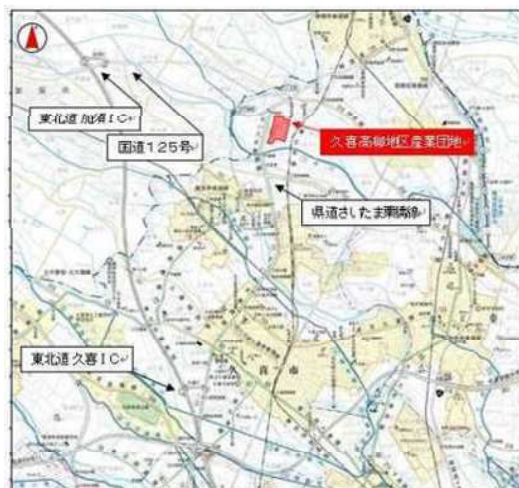
エ 施 行 面 積 189,800㎡

オ 分譲予定面積 158,300㎡

カ 分 譲 計 画 令和7年度分譲予定

キ 総 事 業 費 7,414,655千円

位置図



施行区域図



(注) 開発事業区域外の道路計画等は変更となる場合があります。

吉見大和田地区産業団地

ア 施 行 地 区 比企郡吉見町大字大和田ほか・地内

イ 用 途 工業用地（市街化区域編入、地区計画指定予定）

ウ 事 業 年 度 令和５年度～令和８年度

エ 施 行 面 積 １７２，０００㎡

オ 分譲予定面積 １３６，５００㎡

カ 分 譲 計 画 令和８年度分譲予定

キ 総 事 業 費 ５，９５０，５４１千円

位置図



施行区域図



美里甘粕地区産業団地

ア 施 行 地 区 児玉郡美里町大字甘粕地内

イ 用 途 工業用地（都市計画非線引区域、農村産業法(*)による産業
導入地区を設定（予定））

ウ 事 業 年 度 令和6年度～令和9年度

エ 施 行 面 積 75,600㎡

オ 分譲予定面積 60,300㎡

カ 分 譲 計 画 令和9年度分譲予定

キ 総 事 業 費 1,812,057千円

（*農村地域への産業の導入の促進等に関する法律）

位置図



施行区域図



第 4 埼玉県公営企業のあゆみ

年 月	事 項	年 月	事 項
昭和 22.	荒川電源開発委員会が組織され、荒川総合開発の調査を開始	38. 2	埼玉県大洞第二発電所設置
		〃	大洞第二発電所営業運転開始
26.	荒川総合開発調査報告発表(神岡発電所、強石発電所、上長瀬発電所、波久礼発電所の計画)	38. 7	工業用水の地下水汲み上げ規制地域の指定(川口市ほか4市1町)
27.	二瀬多目的ダムの建設が建設省の直轄施行で開始	38. 11	埼玉県企業局設置 (工業用水道及び水道用水供給事業の建設が知事部局から移管)
30. 9	土木部県営発電所事業室設置		組織は、局長、次長、技監、総務課、工業用水道課、水道課、電気課、電気工事課
32. 4	電源開発事業費(昭和 29 年度から計上されていた)中に、二瀬発電所建設費及び大洞発電所建設費を継続費として予算計上	39. 1	工業用水道事業に地方公営企業法適用
32. 8	土木部の出先機関として秩父市に県営発電所建設事務所設置	39. 3	中央第一水道用水供給事業及び中央第一工業用水道事業の建設工事に着手
33. 3	大洞発電所の建設に着工	39. 4	組織改正 (経理課、開発課を新設、電気工事課を工務課に課名変更)
34. 10	建設省において、二瀬ダムの建設に関する基本計画が作成され、特定多目的ダム法第4条第1項の規定によりダム使用権設定予定者になる。	〃	宅地造成事業 (37. 4 商工部において着手した草加工業団地管理事務所) が知事部局から移管
35. 4	電気事業に地方公営企業法を適用 埼玉県電気局設置(局長、次長、業務課、電気課)	39. 6	埼玉県玉淀発電所設置
	埼玉県大洞発電所設置	〃	玉淀発電所営業運転開始
35. 5	大洞発電所営業運転開始	39. 9	水道用水供給事業に地方公営企業法を適用
〃	埼玉県二瀬発電所設置	39. 11	東部第一工業用水道給水開始
36. 2	二瀬発電所営業運転開始	〃	埼玉県東部第一工業用水道事務所、埼玉県上水道工業用水道建設事務所設置
〃	大洞第二発電所建設に着手(本工事同年 10 月から)	40. 4	宅地造成事業に地方公営企業法を適用
36. 4	東部第一工業用水道建設工事に着手	〃	草加、八潮工業団地造成事業に着手
〃	玉淀発電所建設に着手(2 か年継続事業)	〃	観光施設事業に地方公営企業法を適用
37. 10			

年 月	事 項	年 月	事 項
40. 4	三峯観光道路事業に着手(2 か年継続事業)	45. 6	電気事業経営改善対策として発電所及びえん堤の集中管理化工事に着手
41. 4	岩槻・春日部住宅団地造成事業に着手	45. 12	越谷流通業務団地造成事業に着手
〃	加須工業団地造成事業に着手	46. 3	鷺宮産業団地造成事業に着手
41. 5	組織改正 (開発第一課、開発第二課を設置、工務課を廃止)	〃	電気事業経営改善対策として発電所及びえん堤の集中管理化工事完了
〃	埼玉県三峯観光道路建設事務所設置	46. 4	中央第一水道用水第一期拡張分給水開始
〃	組織改正 (埼玉県工業団地管理事務所を埼玉県団地開発事務所に名称変更)	〃	狭山工業団地造成事業に着手
42. 1	埼玉県公営企業の設置等に関する条例を施行	46. 5	組織改正 (管理部、水道部、建設部を設置、管理部に総務課、企画調整課、経理課を、水道部に業務課、工業用水道課、上水道課を、建設部に開発課、用地課、電気課を置く。大洞第一発電所、大洞第二発電所、二瀬発電所を統合し埼玉県大滝発電管理事務所を設置、玉淀発電所を埼玉県玉淀発電管理事務所に名称変更、上水道工業用水道建設事務所を埼玉県水道建設事務所に名称変更)
42. 3	武蔵工業団地造成事業に着手	46. 7	公営企業管理者を置く
42. 4	霞ヶ関住宅団地造成事業に着手	46. 11	二瀬発電所を遠隔監視遠方制御方式に改め無人化実施
42. 6	三峯観光道路事業営業開始	47. 4	中央第一工業用水道事業拡張工事に着手
42. 7	組織改正 (埼玉県三峯観光道路建設事務所を廃止、埼玉県三峯観光道路管理事務所を設置)	〃	児玉工業団地造成事業に着手
42. 10		〃	水道料金改定 (1m ³ 11 円を 15 円に)
43. 1	埼玉県東部第一工業用水道事務所を埼玉県柿木浄水場に改め、埼玉県大久保浄水場を設置	47. 5	組織改正 (企画調整課を企画検査課に課名変更)
43. 4	中央第一工業用水及び中央第一水道用水給水開始	48. 4	東部第一工業用水道事業と中央第一工業用水道事業を統合して南部工業用水道事業と改称
〃	中央第一水道用水供給事業第一期拡張工事に着手		
〃	久喜・菖蒲工業団地造成事業に着手		
44. 4	東松山工業団地造成事業に着手		
44. 12	東部第一水道用水供給事業及び西部第一水道用水供給事業に着手		
45. 4			
45. 5	組織改正 (開発第一課を開発課に、開発第二課を企画調整課に課名変更)		

年 月	事 項	年 月	事 項
48. 4	工業用水道料金を改定 (基本料金 4 円を 6 円に) (特別料金 5 円を 8 円に) (超過料金 8 円を 12 円に)	52. 4	組織改正 (埼玉県第二水道建設事務所を設置、水道建設事務所を埼玉県第一水道建設事務所に名称変更)
〃	中央第一水道用水供給事業第二期拡張工事に着手	〃	電気料金の更改 52 年度 } 53 年度 } 5 円 87 銭 54 年度 }
〃	川越工業団地造成事業に着手	53. 4	組織改正 (水道部においては、工業用水道課及び上水道課を廃止し、施設管理課及び建設課を設置する。又建設部においては開発課及び用地課を廃止し、宅地業務課及び宅地造成課を設置する。)
49. 4	埼玉県庄和浄水場設置	〃	工業用水道料金を改定 (基本料金 14 円 30 銭) (特別料金 18 円 60 銭) (超過料金 28 円 60 銭)
〃	東部第一水道用水給水開始 49 年度 20 円 50 年度 24 円 51 年度以降 25 円	53. 4	中央第一、東部第一、西部第一の 3 水道用水供給事業を統合して、広域第一水道用水供給事業と名称変更
〃	川島工業団地造成事業に着手	〃	水道料金を改定 53 年度 30 円 54 年度 33 円 55 年度以降 33 円 50 銭 ただし、旧東部第一、旧西部第一水道用水供給事業については、55 年度まで、上記の料金に 3 円を加算する。
49. 7	西部第一水道用水給水開始 49 年度 20 円 50 年度 24 円 51 年度以降 25 円	53. 8	広域第二水道用水給水開始(暫定給水) 53 年度 40 円 60 銭 54 年度 44 円 50 銭 55 年度以降 51 円 30 銭
49. 11	電気料金契約の一部改定 (49 年度分 1kWh 4 円 62 銭)	55. 3	電気料金の更改 55 年度 } 56 年度 } 6 円 83 銭
50. 4	工業用水道料金を改定 (基本料金 6 円を 10 円に) (特別料金 8 円を 13 円に) (超過料金 12 円を 20 円に)		
〃	電気料金の更改 50 年度 5 円 26 銭 51 年度 5 円 53 銭		
50. 6	三峯観光道路料金改定		
50. 10	中央第一水道料金を改定 50 年度 20 円 50 銭 51 年度 22 円		
51. 4	三峯観光道路料金不徴収車両の指定		
52. 2	広域第二水道用水供給事業の認可とともに事業に着手		

年 月	事 項	年 月	事 項
56. 4	工業用水道料金を改定 (基本料金 16 円 70 銭) (特別料金 21 円 70 銭) (超過料金 33 円 40 銭)	〃	工業用水道料金を改定 (基本料金 17 円 70 銭) (特別料金 23 円) (超過料金 35 円 40 銭)
〃	水道料金改定 広域第一水道 39 円 広域第二水道 59 円	59. 4	水道料金を改定 広域第一水道 42 円 広域第二水道 77 円 (59 年 7 月か ら適用)
〃	幸手工業団地造成事業に着手	〃	川里工業団地造成事業に着手
〃	伊奈北部地区宅地造成事業に着手	〃	大利根工業団地造成事業に着手
56. 12	県営水道事業懇談会発足	59. 7	行田浄水場給水開始
57. 3	電気料金の更改(あわせて目標供給電 力量を変更) 57 年度 } 8 円 51 銭 58 年度 }	〃	広域第一水道による広域第二水道へ の暫定給水解消
57. 4	組織改正 (企業検査課を廃止)	61. 3	電気料金の更改 61 年度 } 8 円 87 銭 62 年度 }
58. 2	県営水道事業懇談会から「埼玉県水道 用水供給事業の料金のあり方」につい て答申	61. 4	川本工業団地造成事業に着手
58. 4	組織改正 (管理部を廃止、業務課を水 道業務課に、施設管理課を水道施設課 に、建設課を水道建設課に課名変更)	〃	羽生工業団地造成事業に着手
〃	本庄住宅団地造成事業に着手	61. 8	有間ダム完成
59. 3	広域第二水道用水供給事業の給水区 域変更認可	61. 10	新三郷浄水場の建設着手
〃	(北川辺町、茨城県五霞村を追加)	62. 4	嵐山工業団地造成事業に着手
〃	電気料金の更改 59 年度 } 8 円 63 銭 60 年度 }	〃	観光施設事業をレクリエーション施 設事業に(三峯観光道路を県道に移 管)宅地造成事業を土地開発整備事業 に改める
59. 4	埼玉県行田浄水場を設置	62. 4	妻沼ゴルフ場事業着手
〃	組織改正 (三峯観光道路管理事務所を 廃止し、大滝発電管理事務所に観光施 設課を設置)	63. 3	県民活動総合センター用地 埼玉県 (60,000 m ²)と譲渡契約
		〃	広域第二水道用水供給事業の給水区 域変更許可(日高町他 8 町を追加)
		63. 4	水道料金を改定 広域第一水道 47 円 広域第二水道 79 円

年 月	事 項	年 月	事 項
63. 4	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 63 年度 } 9 円 21 銭 元年度 }	2. 4	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 2 年度 } 9 円 53 銭 3 年度 }
63. 8	財団法人埼玉県企業公社設立	〃	県営妻沼ゴルフ場の利用料金(グリーンフィ)を改定 平日 5,250 円 土、日、休日 7,720 円
63. 9	吉川・松伏工業団地造成事業に着手		
〃	幸手第二工業団地造成事業に着手		
63. 10	県営妻沼ゴルフ場オープン		
元. 4	組織改正 (宅地業務課と宅地造成課を廃止し、土地開発第一課・土地開発第二課・レクリエーション施設事業推進室長(職制)を設置、また団地開発事務所を埼玉県南部土地開発事務所と埼玉県北部土地開発事務所に分割)	2. 4	本庄今井工業団地造成事業に着手
		〃	加須下高柳工業団地造成事業に着手
		2. 7	新三郷浄水場給水開始
〃	消費税の導入に伴い工業用水道料金を改定 (基本料金 18 円 23 銭) (特別料金 23 円 69 銭) (超過料金 36 円 46 銭)	2. 11	県営上里ゴルフ場オープン 利用料金(グリーンフィ) 平日 6,280 円 土、日、休日 8,750 円
元. 4	消費税の導入に伴い水道料金の改定 広域第一水道 48 円 41 銭 広域第二水道 81 円 37 銭	3. 4	組織改正 (経営政策室長(職制)を設置)
〃	消費税の導入に伴い県営妻沼ゴルフ場の利用料金(グリーンフィ)を改定 平日 4,730 円 土、日、休日 7,210 円 18 ホールを超え、9 ホールまで 1,030 円	〃	広域第一水道用水供給事業と広域第二水道用水供給事業を統合して埼玉県水道用水供給事業と改称 あわせて、毛呂山町、日高町及び江南町に給水を開始 108 円 60 銭
〃	上里ゴルフ場事業着手	〃	騎西鴻荃工業団地造成事業に着手
〃	秩父工業団地造成事業に着手	3. 12	水力発電施設近代化事業に着手
2. 3	浦山発電所建設事業に着手	4. 4	水道料金を改定 旧広域第一水道 59 円 13 銭 旧広域第二水道 86 円 10 銭
2. 4	埼玉県新三郷浄水場を設置	〃	新たに越生町、川本町並びに寄居町に給水を開始
〃	組織改正 (水道部に水源対策室長(職制)を設置)	〃	電気料金の更改(あわせて目標供給電力量を変更) 4 年度 } 10 円 41 銭 5 年度 }

年 月	事 項	年 月	事 項
4. 4	浦山発電所本体工事着工	8. 3	彩の国伊奈モデルタウン(仮称)宅地 1 企画提案競技を開催 E&A 設計株式会社を優秀者と決定
〃	行田南部工業団地造成事業に着手		
5. 4	組織改正 (水源対策室長(職制)を廃止し、水道計画課を設置、また大滝発電管理事務所及び玉淀発電管理事務所を廃止し、埼玉県発電総合事務所を設置)	8. 4	埼玉県水質管理センターを設置
〃	新たに小川町、妻沼町並びに花園町に給水開始	〃	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 8 年度 } 10 円 98 銭 9 年度 }
〃	工業用水道料金を改定 (基本料金 23 円 20 銭) (特別料金 30 円 16 銭) (超過料金 46 円 40 銭)	〃	工業用水道事業の給水能力を日量 335,000 m ³ に改正
5. 7	県営妻沼ゴルフ場及び県営上里ゴルフ場の利用料金(グリーンフィ)を改定 妻沼ゴルフ場 平日 5,930 円 土、日、休日 8,930 円 上里ゴルフ場 平日 7,250 円 土、日、休日 10,450 円	9. 4	工業用水道事業の給水区域の変更(大宮市の一部を追加)
6. 4	新たに嵐山町に給水を開始	〃	消費税法等の改正に伴い工業用水道料金を改定 基本料金 22 円 53 銭(税別) 特別料金 29 円 29 銭(税別) 超過料金 45 円 5 銭(税別)
〃	電気料金を更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 6 年度 } 10 円 87 銭 7 年度 }	〃	水道料金を改定 旧広域第一水道 9.10 年度 57.41 円(税別) 11 年度以降 61.78 円(税別) 旧広域第二水道 9.10 年度 65.35 円(税別) 11 年度以降 61.78 円(税別) 拡大区域 9 年度以降 86.13 円(税別)
〃	妻沼西部工業団地造成事業に着手	〃	羽生下川崎工業団地造成事業に着手
7. 4	組織改正 (土地開発第一課・土地開発第二課・レクリエーション施設事業推進室長(職制)を廃止し、開発計画課・土地造成課を設置)	〃	神川野外スポーツ・レクリエーション施設(仮称)建設事業に着手
〃	杉戸深輪工業団地造成事業に着手	〃	消費税法の改正に伴い、県営ゴルフ場利用料金(グリーンフィ)を改定 妻沼ゴルフ場 平日 6,040 円 土、日、休日 9,100 円 上里ゴルフ場 平日 7,390 円 土、日、休日 10,600 円

年 月	事 項	年 月	事 項
9. 10	児玉工業団地業務用地の一部(1.3ha)を児玉郡市広域市町村圏組合に対して、消防訓練施設用地として貸し付ける使用貸借契約を締結	11. 7	児玉工業団地の一部 0.8ha を、(社)本庄市児玉郡医師会に対して、看護婦養成所検診センターとして貸し付ける契約を締結
10. 2	彩の国伊奈モデルタウン(仮称)宅地 1 事業提案競技を開催 積水ハウス株式会社を優秀者に決定	11. 10	工業用水道事業の給水能力を日量 253,000 m ³ に改正
10. 4	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 10 年度 } 11 円 11 銭 11 年度 }	11. 12	工業用水道水利権の一部を水道用水供給へ転用
〃	滝沢発電所建設事業に着手	12. 3	財団法人埼玉県企業公社解散
10. 5	彩の国伊奈モデルタウン(仮称)宅地 1 (3.5ha)について事業提案競技優秀者(積水ハウス株式会社)への譲渡契約締結	12. 4	組織改正 (経営政策室長(職制)を廃止し、分譲推進室長(職制)を設置)
10. 6	新たに美里町、児玉町及び岡部町に給水を開始	〃	新たに飯能市、本庄市、上里町及び南河原村並びに都幾川、玉川水道企業団に給水を開始
10. 7	新たに深谷市に給水を開始	〃	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 10 円 85 銭(税別) 従量料金 1 円 21 銭(税別)
10. 9	台風 5 号の影響により妻沼ゴルフ場冠水被害。復旧費用 1 億 2 千万円	〃	県営妻沼ゴルフ場及び県営上里ゴルフ場の経営を第三セクターに移管
10. 11	浦山発電所営業運転開始 基本料金 9 円 81 銭 従量料金 2 円 45 銭	〃	土地開発整備事業とレクリエーション施設事業を統合し、地域整備事業を創設
〃	妻沼ゴルフ場が「社団法人日本パブリックゴルフ場協会(PGS)」に加盟	12. 10	新たに神川町に給水を開始
11. 1	妻沼ゴルフ場で PGS 公認ハンディキャップの認証業務開始	12. 12	組織改正 (入札企画室長(職制)を設置)
11. 4	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の一部改正 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 11 円 11 銭(税別) 従量料金 1 円 23 銭(税別)	13. 3	県営神川温泉保養センター利用料金を設定 一般・平日 3 時間以内 700 円
		13. 4	組織改正 (南部土地開発事務所、北部土地開発事務所を廃止し、埼玉県地域整備事務所・同事務所内に南部支所を設置)

年 月	事 項	年 月	事 項
13. 4	水質管理センター庁舎本格稼働	16. 12	大久保浄水場排水処理施設整備・運営に PFI を導入
13. 9	県営神川温泉保養センター開業	17. 3	柿木浄水場に公設民営方式を導入
13. 12	伊奈北部地区東側住宅用地 (0. 5ha) について、譲渡契約締結	〃	企業局経営改革 5 か年計画(平成 14～18 年度)修正
〃	県営神川温泉保養センター入館者 10 万人達成	17. 4	水道料金を改定 全ての給水区域 61 円 78 銭(税別)
14. 3	埼玉県営水道長期ビジョン策定	17. 4	埼玉県吉見浄水場を設置 組織改正 (柿木浄水場を廃止)
14. 4	組織改正 (建設部を廃止し、総括技術監及び地域整備事業監を設置 分譲推進室長(職制)と開発計画課を統合し、分譲推進課を設置 地域整備事務所南部支所を廃止) 大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 10 円 32 銭(税別) 従量料金 1 円 15 銭(税別)	17. 7	吉見浄水場給水開始
		17. 9	県営神川温泉保養センター入館者 150 万人達成
		17. 10	朝霞連絡管完成 (非常時における東京都との水の相互融通〈最大 10 万 m ³ /日〉運用開始)
14. 10	企業局経営改革 5 か年計画(平成 14～18 年度)策定	18. 1	水質管理センター ISO9001 取得
14. 12	県営神川温泉保養センター入館者 50 万人達成	18. 3	埼玉県南部工業用水道事業長期事業運営方針策定
		〃	県営神川温泉保養センター廃止
16. 2	新三郷浄水場 ISO14001 取得	18. 4	組織改正 (管理部、水道部を廃止し、管理担当部長及び水道担当部長を設置する。企業立地支援室長(職制)を設置する。経理課の名称を財務課とする。水道業務課と水道計画課を統合し、水道業務課とする。
16. 4	組織改正 (管理部を設置、管理部に総務課、経理課、分譲推進課、電気課を置く。分譲推進課と土地造成課を、統合し、名称を分譲推進課とする。総括技術監及び地域整備事業監を廃止)	〃	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 7 円 90 銭(税別) 従量料金 1 円 98 銭(税別)
〃	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 8 円 54 銭(税別) 従量料金 2 円 13 銭(税別)	19. 3	企業局経営 5 か年計画(平成 19～23 年度)策定
〃	県営神川温泉保養センター入館者 100 万人達成		

年 月	事 項	年 月	事 項
19. 4	組織改正 （分譲推進課と企業立地支援室長（職制）を再編し、地域整備課を設置する。）	26. 4	消費税法等の改正に伴い工業用水道料金を改定 消費税等相当分 5%→8%
〃	菖蒲南部産業団地整備事業及び川越第二産業団地整備事業に着手	〃	消費税法等の改正に伴い水道料金を改定 消費税等相当分 5%→8%
19. 11	電気事業の譲渡契約を東京発電（株）と締結	〃	吉見ゴルフ場・大麻生ゴルフ場を知事部局から移管
20. 2	旧地域整備事務所（熊谷）（3 階建、995.55 m ² ）を、埼玉県土地改良事業団体連合会に対して貸し付けるため県有財産賃貸借契約を締結	26. 12	吉見浄水場太陽光発電施設供用開始
20. 3	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀、浦山の 5 発電所と発電総合事務所を東京発電（株）へ引き渡し	27. 4	組織改正 （企画参事を廃止する。）
20. 4	騎西国道 1 2 2 号沿道地区産業団地整備事業に着手	〃	加須 I C 東地区産業団地整備事業に着手
〃	大久保浄水場排水処理施設等運営を PFI 事業で開始（～H40.3 まで）	〃	大麻生ゴルフ場クラブハウス改築事業に着手
20. 9	滝沢発電所を東京発電（株）に引き渡し、電気事業を廃止	28. 2	児玉郡市広域市町村圏組合に対する貸付契約（児玉工業団地の業務用地 1.3ha、消防訓練施設用地として利用）を解除
21. 4	上里ゴルフ場固定資産を上里町に譲与	28. 4	寄居スマート I C 西地区産業団地整備事業に着手
22. 4	組織改正 （水道建設課の名称を水道整備課とする。第一水道建設事務所及び第二水道建設事務所の名称を埼玉県第一水道整備事務所及び埼玉県第二水道整備事務所とする。）	29. 1	大麻生ゴルフ場クラブハウス完成
〃	白岡瀬地区産業団地整備事業に着手	29. 3	埼玉県南部工業用水道長期ビジョン策定
〃	新三郷浄水場高度浄水施設供用開始	〃	企業局経営 5 か年計画（平成 29～33 年度）策定
23. 3	東日本大震災（宮代町で震度 6 弱）	〃	草加柿木地区産業団地整備事業に着手
23. 4	組織改正 （水道施設課と水道整備課を統合し、水道管理課とする。水道業務課の名称を水道企画課とする。）	29. 4	吉見ゴルフ場クラブハウス改修事業に着手
		30. 3	吉見ゴルフ場クラブハウス完成
		30. 4	松伏・田島地区産業団地整備事業に着手

年 月	事 項	年 月	事 項
30. 4	川越増形地区産業団地整備事業に着手	4. 9	埼玉県営水道長期ビジョン見直し
〃	行田富士見工業団地拡張地区産業団地整備事業に着手	5. 3	埼玉県南部工業用水道長期ビジョン見直し
〃	嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地整備事業に着手	5. 4	吉見町大和田地区産業団地整備事業に着手
30. 11	富士見上南畑地区産業団地整備事業に着手	6. 4	美里甘粕地区産業団地整備事業に着手
31. 4	鴻巣箕田地区産業団地整備事業に着手	7. 4	工業用水道料金を改定 基本料金 30 円 48 銭(税別) 特別料金 39 円 62 銭(税別) 超過料金 60 円 96 銭(税別)
〃	寄居桜沢地区産業団地整備事業に着手		
〃	羽生上岩瀬地区産業団地整備事業に着手		
〃	消費税法等の改正に伴い工業用水道料金を改定 消費税相当分 8%→10%		
〃	消費税法等の改正に伴い水道料金を改定 消費税相当分 8%→10%		
2. 4	水道用水供給事業における水利権の全量が安定水利権化		
〃	工業用水道事業給水規程の一部改正 第 13 条第 1 項第 1 号に定める水質基準の「水温三十度以下」を削除		
2. 6	妻沼ゴルフ場閉場		
4. 3	企業局経営 5 か年計画（令和 4～8 年度）策定		
4. 4	久喜高柳地区産業団地整備事業に着手		



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」